

生駒市教育委員会規則第4号

学校教育法施行細則及び生駒市就学指導委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月28日

生駒市教育委員会委員長 中井 公人

学校教育法施行細則及び生駒市就学指導委員会規則の一部を改正する規則

(学校教育法施行細則の一部改正)

第1条 学校教育法施行細則(昭和30年10月生駒市教育委員会規則第4号)

の一部を次のように改正する。

様式第11号中「障害児学級」を「特別支援学級」に改める。

(生駒市就学指導委員会規則の一部改正)

第2条 生駒市就学指導委員会規則(昭和51年1月生駒市教育委員会規則第1

号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「盲学校、ろう学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。